

## 平成 26 年 2 月 10 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 2 月 10 日（月）開会：午後 4 時 00 分 閉会：午後 5 時 44 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）  
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）  
委員 大石伸雄（政新会）  
田中正剛（蒼士会）  
西田いさお（むの会）  
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）  
山田ますと（公明党議員団）  
他に、委員外議員として、大川原成彦副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、よつや薫

6 一般傍聴者

2 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三  
次 長 北林哲二  
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）本会議における質問方法について

本会議における質問方法について、「一問一答制及び反問権の導入について」の申し合わせにおいて、解釈が一部分かれる場合があるため、「再質問以降の質問は与えられた時間の範囲内で自由に組み合わせることができる」という解釈で統一することができるかどうかについて、各派の意見を聴取しました。協議の結果、各委員がこれを了とされ、3月定例会から新しい解釈で統一されるよう、下記の申し合わせの改正案により議会運営委員会に報告することとなりました。（下線が改正部分）

再質問以降の質問は、一問一答で行うかどうかにかかわらず、与えられた時間の範囲内で、自由に組み合わせで行うことができるものとする。この場合において、円滑な議事進行を妨げないよう配慮するものとする。

上記以外については、特にルールは設けない。

本件については、今回で議了となりました。

( 2 ) 議員定数について

議員定数について、議会の活性化・透明化促進のために行いたい事項として、各派の提案内容を聴取しました。

複数の会派が提案された「インターネット中継」及び「議場の対面方式」について、事務局は次回の委員会(2月21日)までに、実施にかかる概算的なものと、インターネット中継に関しては、過去のプロジェクトチームにおける研究結果を用意することとされました。また、単独の提案となっている事項については、提案した会派はより詳しい解説と可能であれば推定経費を次回の委員会までに用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

( 3 ) 常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について協議しました。

まず、人口同規模の自治体がいつから現在の委員会数となったのかについて、各委員に説明しました。

次に、前回の委員会で持ち帰り、提出することとなっていた常任委員会のあり方について、各委員から常任委員会の具体的な数の意見を聴取しました。常任委員会の数は、5という会派が多かったため、今後議論を進めていくにあたり、事務局は、次回の委員会までに、常任委員会の数を5とした場合の組織の分け方の例と、部屋が足りないなどの物理的な問題を含め、克服しなければならない問題点を用意することとされました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

( 4 ) 議会役職について

議会役職について協議しました。

正副議長の実事上の任期について、任期を折衷案(再任を妨げない)に見直すのか又は現状維持とするのかという議論の中で、副議長に関しては、経験者の数を一定程度常に確保し、議長を担っていただける可能性のある人を増やしていくという観点から、一旦この議論から分け、現状のままとするとした場合、議長については各派が折衷案でまとまることのできるのかを提案し、各委員から意見を聴取しました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

( 5 ) 議会基本条例について

議会基本条例に定める「政務活動費」に関する小理念について協議しました。

まず、法制担当に確認することとしていた第1項中の政務活動費の交付にかかる文言について、事務局から「政務活動費の交付を受けるものとする」という表現の方がふさわしいのではないかと報告がありました。

次に、第1項から第3項において各派から提出された対案をもとに各委員から意見を聴取し、第1項及び第2項は次の条文案で仮合意となりました。

会派もしくは議員は関係法令及び西宮市議会政務活動費の交付に関する条例により、その趣旨に基づいた目的のために政務活動費の交付を受けるものとする。

交付を受けた会派もしくは議員は政務活動費が公金であるとの自覚に基づき、条例、規則及び政務活動費運用の手引きを順守しなければならない

また、第3項については、原案を含め、いくつか挙げた対案の中で、どの条文がよりふさわしいかを、各委員は持ち帰り、次の委員会で意見を用意することとなりました。

次の委員会で引き続き協議することとされました。

以 上